

原規放発第1904261号
平成31年4月26日

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 核物質防護管理者 殿

原子力規制庁長官官房放射線防護グループ
安全規制管理官（核セキュリティ担当）

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画の遵守について（注意）

平成30年12月、貴社の申告により、福島第一原子力発電所において、防護区域の出入口に係る防護措置の不徹底による福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画（以下「実施計画」という。）遵守義務違反2件が認められました。

根本的な原因として、法令遵守に関する意識の不足、核セキュリティに関する意識の不足及び組織的なチェック体制の欠如が挙げられます。

実施計画を遵守することは、法令で定められた事項であり、核物質防護措置を講ずる上で最も基本となる事項です。これを適切に行わなかったことは問題であるため、注意します。

今後、同様の事案が生じることのないよう、再発防止対策を確実に実施することを求めます。

なお、当職としては、実施計画遵守状況の検査等を通じ、貴社の再発防止対策の実施状況を確認していくこととします。

以上